



# 所得税の確定申告

提出期限は3月15日

なく漏れられぬために、正しく、自主的に

所得税の確定申告が、ことしも二月十五日から三月十五日までを法定申告期限として、始まります。昨年同様、三税申告一本化の趣旨にそつて申告するところになりますので、次の点にご

留意の上、自主申告されるようご準備ください。

○確定申告の留意事項

① 所得税の確定申告書を提出さる方は、個人事業税および個人の町県民税の申告書を提出する必要がありません。

② 事業税および町県民税の税額計算に必要な事項は、必ず確定申告書に記入してください。

③ 所得税の確定申告書を提出されない方は、従来どおり町県民税および事業税の申告書を役場の税務課または県事務所へ必ず提出して下さい。

④ 本年は特に、源泉徴付申告書の早期提出を励行しますので、該当する方は、申告書をできるだけ早く提出されるようお願いします。

なお、申告説明会は、国・県市町村が共同して、来る3月十七日東栄町役場において開催す

る予定です。

○自主申告の励行

所得税・事業税ももちろんで

すが、町県民税の申告書も自主

的に正しい所得金額を計算して

申告納税されるようお願いしま

す。この申告をされないと、今

の所得税の確定申告が、ことし

も二月十五日から三月十五日ま

でを法定申告期限として、始ま

ります。昨年同様、三税申告一

本化の趣旨にそつて申告するこ

とになりますので、次の点にご

留意の上、自主申告されるよう

ご準備ください。

○確定申告書の提出を

されない事業所は、大至急提出

されなければなりません。

○事業所においてご協力願ってお

り、本年も一月末の提出期限で

漏れられぬために、正しく、主

動的に、自主的に

漏れられぬために、正しく、主



